

近代における「公」とは何か —18世紀ロンドンの事例から—

白田 裕司

はじめに

「公益」とは何か。様々な見解があるのは当然だし、建設的なことでもある。しかしこの問いに対して「私はこう考える」と自信を持って答えられる人や、誰にでもわかるように説明できる人は、どのぐらいいるだろうか。

その大きな理由として、「公益」という言葉が、多分に主観的な意味を帯びて受け取られることが挙げられる。それ自体は悪いことではないし、その方が望ましい場合もあるが、やはり学問の対象とするのであれば、客観的に「公益」を考える方法を示す必要がある。本論の目的は、その一例を示すことである。

本論で示す方法とは、「公」とは何かを問い合わせ、そこから「公益」とは何かについて一つの仮説を出す、というものである。「公」という言葉は様々な意味を含んだ幅の広い言葉であり、それを一面からのみ分析することは、「公益」への理解を妨げるのではないかとの見解もあるだろう。しかし、「公」の全体像を明らかにする方法は、様々な角度からの研究が積み重ねられること以外にない。そもそも、「公」や「公共」の問題については、多くの優れた研究がある。その成果を公益学に取り込むためにも、「公」を通して「公益」を考える方法を示すことには、意義があるのではないだろうか。

さて、現代における「公益」を考えるためにには、もちろん現代における「公」のあり方を考えなければならない。「公」は「社会」や「世間」といった意味を持つ言葉であるが¹、「社会」のあり方は時代によって異なる。現代の「公」の性質を考えるためにには、市民社会や資本主義社会などの名前で呼ばれる、近代の社会のあり方を分析する必要がある。その際、近代社会の成立過程に迫れば、

¹ 新村出編『広辞苑第五版』(1998年、東京)、877ページ。

「公」がどのような性質をもって形成されたかを捉えることができるから、歴史学の手法が有効である。

本論では、近代における「公」の性質について、18世紀のロンドンをめぐるマイルス・オグボーンの論考の検証を通じて分析する。そして、これを踏まえて、「公益」の特徴についての一つの仮説を提示し、現代において「公益」という言葉が持つ意義について考えてみたい。

「我が国の人文・社会科学の研究全般については、研究領域の専門化・細分化が進み（中略）大局的な見地に立った現代社会への提言や大胆な仮説が少なくなった」と言われる²。私は公益学こそ、こうした批判に答えることのできる学問であると信じている。私は研究を専門としておらず、教育という実践を通じた考察をなし得る立場にもないが、逆に言えば門外漢の気楽さがあるとも言えるので、一種の「試論」として本論を提示させていただく次第である。

1 近代における「公」の性質—オグボーン説を検証する

近代は、市場経済と呼ばれる経済の仕組みが、議会制民主主義や市民社会といった政治的・社会的な仕組みと相互に規定し合う関係の中で成り立っていることを、その最大の特徴としている。したがって、市場経済が生まれた時期が近代の成立の時期といってよい。では、市場経済はいつどこで形成されたのだろうか。これについては、アダム・スミスが1776年に『国富論』を出版したことその画期と見るのが定説である。すなわち、18世紀の英國である。

興味深いことに、1989年に英訳が出され、英語圏諸国で「公共性」をめぐる多くの議論を生んだ『公共性の構造転換』の中で、ユルゲン・ハーバーマスは、「政治的機能をもつ公共性は、一七、八世紀の交に、イギリスではじめて成立」したと述べている³。近代的な「公」は、市場経済の誕生と期と場を一にして成立したのである。とはいえ、「公」の誕生の方には、『国富論』のようなメルクマールがない。

² 科学技術・学術審議会学術分科会『研究の多様性を支える学術政策—大学等における学術研究推進戦略の構築と国による支援の在り方について—（第一次報告）（案）』（2005年）、25ページ。

³ ハーバーマス著、細谷貞雄訳『公共性の構造転換』（1973年、東京）、86ページ。

したがって、多くの研究者が、様々な事象の中に近代の「公」の成立を探ることになる。その一人、ロンドン大学クイーン・メアリー・アンド・ウェストフィールド校のマイルス・オグボーンは、1998年に出した『近代性の諸空間』で、18世紀のロンドンの「空間や場所」の中にそれを見つけようとする⁴。ハーバーマスも、「政治的機能をもつ公共性の前駆」として、「文芸的公共性」が「都市」を中心に成立したと論じ、その例としてロンドンの「喫茶店やサロンや会食クラブ」を挙げてはいるが、「文芸」や「政治」に参加できたのは市民全体とはいえず、同時代のロンドンの分析としては不十分であった⁵。これに対してオグボーンは、“The Street”という章の“Paving Westminster”という節で、「道路の舗装」という、ロンドン市民全体に身近な問題を取り上げて、「公共性」の分析を行っている。なお、ウェストミンスターとは、現在のロンドンの中心部及びその西側の地域に当たる（図1⁶）。

このオグボーンの考察は、「近代」における「公」と「私」の成立の問題を、近代の特徴の一つである「都市化」との関係の中で論じた点や、ハーバーマスの「公共性」の概念を住民一般、少なくとも家主層の行動の分析に応用した点

図1



FIG. I. Map of Westminster in 1754, engraved by B. Cole.

10

⁴ Miles Ogborn, *Spaces of Modernity: London's Geographies, 1680-1780* (New York, 1998), p.1.

⁵ ハーバーマス前掲書、48-49ページ。

⁶ Hugh Phillips, *Mid-Georgian London : A Topographical and Social Survey of Central and Western London about 1750* (London, 1964), p.10.

で、意義のあるものであるが、彼の議論が具体的な事例を対象としていることは、史料による検証を可能にしているという意味で、特に重要な意味を持つ。とかく日本における西洋史の研究は、海外の研究を紹介することが中心になりがちだが、本論では提示された議論を鵜呑みにせず、あえて私たちなりの結論を出すことを目指したいと思う。

ではオグボーンの議論を見てみよう⁷。彼は、高級住宅地にあるPall Mallという通りを「改善」するために提出された、1751年の法案から論を起こす。当時ロンドンでは、地域全体を管轄する治安判事(Justice of the Peace)の監督下に、教会ごとの地域の単位である教区(parish)が道路の清掃や舗装の責任を負っており、その自治組織として教区委員会(vestry)があった。しかし、オグボーンは、この法案から、公権力による規制がうまく機能していなかったことがわかるという。これを彼は「教区の『公』が全く『公』となっていない」という言葉で表現している。そしてこの年以降、「個人がその中で都市的公共性の建設に参加できる、公権力の新たな形成」が始まり、ついに1762年から「ウェストミンスター舗装法」が、数回の改正を伴いながら施行されることになる。

1762年の法律では、教区を超えた強制力を持つ「舗装コミッショナー」たちが、道路の舗装を直接指導することになった。「私利」に左右されないため、特に「積極的にも消極的にも『私利』を代表していた」という教区委員会の介入を受けないため、コミッショナーには資格要件が設けられた⁸。この法律には、「私利と公利の不一致を解決するのに必要なすべてがあった。」ところが、1771年の法律で、教区で任命された人をコミッショナーに加えることが認められるようになったのをきっかけに、コミッショナーの管轄を外れる道路が一つ二つと増えていき、1800年にはコミッショナーは「2、3の通りを管轄する」のみとなってしまう。しかし、オグボーンによれば、コミッショナーたちの遺産は、これに触発された他の「改善」の中でより成功を見ることになった、という。

以上を整理すると、教区の「公」が「公」となっておらず、教区委員会が「私利」を代表している中で、1750年代から「公権力の新たな形成」が始まっ

⁷ Ogborn前掲書、pp.91–104。

⁸ 本論では便宜上、「interest」を「利」、「benefit」を「益」と訳した。

たが、この新たな「公」は、それ自体としては失敗した、というのが、オグボーンの主張である。実態はどうだったのだろうか。これを知るには、英國議会下院（庶民院）や各教区委員会の議事録を調べればよい⁹。

まず1751年の法案で出てきたPall Mallは、St James Westminsterという教区に属していたが、この教区委員会は、決して道路の問題を放置していたわけではなかった。1739年には、北隣の、同じく高級住宅地であったSt George Hanover Square教区の教区委員会と、西隣のSt Martin in the Fields教区の教区委員会の二者で、二度にわたって「道路の舗装と清掃の改善に関する法案」について協議し、国会に持ち込もうとしていることが、議事録に記されている¹⁰。しかし、これは結局国会に図られることはなかった。いったいなぜだろうか。

その理由は、St JamesとSt Martinが相次いで協議から降りた経緯に示されている。この三者協議で、各教区の代表は、道路の問題についての「全執行権力は各教区委員会に与えられるべき」で、ウェストミンスター治安判事の権限は、四季裁判所への上訴の扱いのみに制限されるべきだという点で、合意に至った。つまり、現状では治安判事に執行権力があるから住民を規制できない、自分たちが代わりにやるべきだ、というわけである。しかし、この合意がSt Jamesの教区委員会で承認されたという記録はない。それどころか、この直後、St Jamesの教区委員たちは、三者協議からの離脱を決定してしまうのである¹¹。結局、彼らは、治安判事という上位の公権力との軋轢を恐れたのである。

つまり教区は、オグボーンが用いる意味での「公」、すなわち「規制された個人の集まり」として存在してはいたのだが、治安判事や四季裁判所といったより上位の公権力との調整ができなかつたため、道路の問題に対応できなかつたことがわかる。こうして見ると、1762年に舗装コミッショナーのような組織が

⁹ 上記の議論でオグボーンは、索引も含め、全くこれらの一次史料に言及していない。特に問題なのは、当時の出版物（当然識字階層によるもの）を、意見の偏りの可能性を十分に考慮に入れることなく、同時代人の一般的な意見として、あるいは客観的な証拠として立論に利用している点である。

¹⁰ City of Westminster Archives Centre, C767, pp.241, 251, D1760, p.114, F2006, p.495, F2007, p.2.

¹¹ City of Westminster Archives Centre, D1760, p.114.

できたのは、オグボーンの言うように、教区が「公」になっていなかったからとか、教区委員会が「私利」を代表していたからとかいう理由によるものではなく、教区と治安判事の権限の調整がうまくできなかつたために、別の「公」が必要だったから、と考えるべきではないだろうか。

では、その別の「公」を成立させるには、どのような条件が必要なのだろうか。そのためには、同じ時期の同じ地域における成功例を見ればよい。これまであまり注目されてこなかつた、「排水コミッショナ（Commission of Sewers、この委員がCommissioner）」の史料を調べてみよう¹²。

ウェストミンスターは17世紀中頃から急に開発が進み、生活排水の量が急増したため、テムズ川につながる排水溝は頻繁に詰まつたり壊れたりするようになった。しかしその掃除や修理は、中世以来の伝統で、直接排水管がつながっている家の住民のみが、労働または金納で行うことになっていた。全受益者が負担を負うようにはなつていなかつたのである。当然、下流の住民たちは、上流の住民たちが「ただ乗り」していると感じ、自分たちも同じように負担を逃れようとするから、排水溝をめぐるトラブルはますます増えていった。

ウェストミンスターの水路を管轄していた「ウェストミンスター排水コミッショナー」たちは、無報酬で地域の排水溝を見て回る住民たち（Jury）を任命し、彼らからの「告発状」を受けて、「告発」された住民に排水溝の修理や掃除の負担を負わせることを仕事にしていたが、その仕組みは次第に機能しなくなつていった。そこでコミッショナーたちは、1720年、ほとんどの排水溝が何本かに合流してテムズ川に至っていることに注目し、流域ごとに均等に税を課す「一般課税」の仕組みを考案する。興味深いことに、これは、「告発状」作成の手間も省けるうえ、負担をより公平にすることができるため、「公益にかなう（beneficial to the public）」ものと主張されている¹³。

このアイディアは法務総裁（Attorney General）の承認を得られず、一度は立ち消えになつてしまふが、Pall Mall 下水道¹⁴の工事で経費の徴収が思うように

¹² Commission of Sewersは自然流水も含んだ水路一般を管轄していたが、排水溝や排水路が業務の中心であり、時代が下るごとにその傾向が顕著となつていったので、こう訳した。

¹³ London Metropolitan Archives, WCS49, pp.349-50.

¹⁴ このsewerは、地下にトンネルを掘つて水を流す方式なので、「下水道」と訳した。

いかなかつたこともあり、ついにコミッショナーたちは、法の裏づけなしで「一般課税」に踏み切るに至る¹⁵。1730年代後半以降、コミッショナーたちの活動を記録した“Books of Orders”に記載されるトラブルの数が激減するが、これはこの仕組みが機能したからだと考えてよい。すなわち、住民にとって「受益」と「負担」がほぼ釣り合うようになり、不満が減ったのである。

ここで注目すべきなのは、教区との関係である。この両者は、教区が任命する道路掃除人(Scavenger)がゴミを排水溝に捨てるなどといった問題で、たびたび対立してきた。しかし、「一般課税」の導入に対応する形で、新たな協力関係が生まれることになる。それは、教区の救貧税の課税台帳を上記の「一般課税」に利用する制度である¹⁶。こうすれば、Juryが「告発状」を作成する手続きが簡素化されるし、記載ミスも減る。また、教区にしても、きちんと排水溝の掃除や修理が行われれば、道路の掃除や舗装の修理の手間が省ける。こうして両者にとっての「受益」と「負担」が釣り合い、両者の関係は対立から協調へと変わっていくのである。

こうして、ウェストミンスター排水コミッショൻは、教区との協力関係を築き上げ、遅れて都市化した他の地域のコミッショൻも、この経験から学んでいく。そしてこれらの成功の上に、近代的なロンドンの行政機構が成立することになる(図2¹⁷)。Alan D. Ridgeは、「ロンドン県の行政は排水のシステムから生まれた」とさえ言っているのである¹⁸。

¹⁵ この方式は1735年から導入が進み、1740年代に一般化する。London Metropolitan Archives, WCS52, p.437など

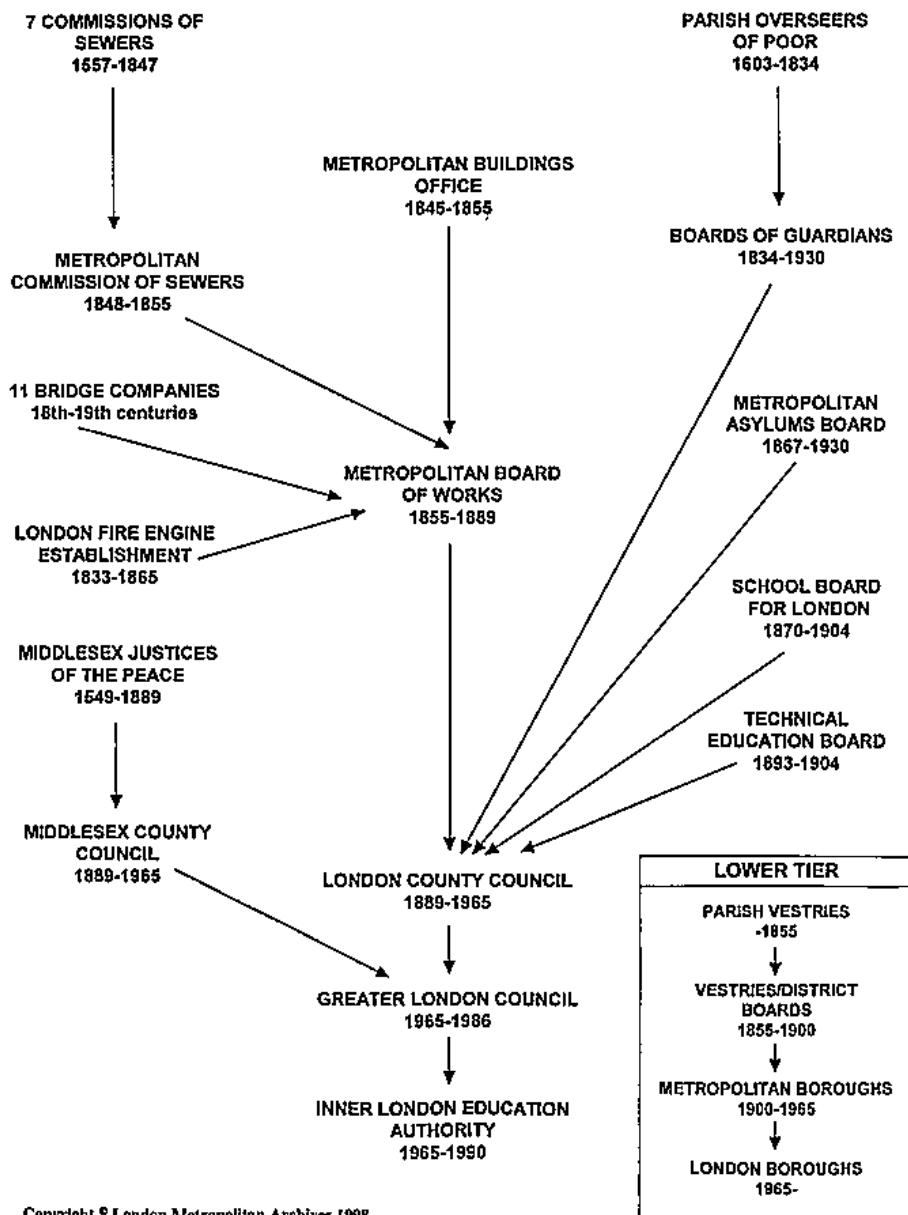
¹⁶ London Metropolitan Archives, WCS53, pp.115, 252-53, 345など。

¹⁷ London Metropolitan Archives が1998年に作成した。

¹⁸ Alan D. Ridge, ‘The Records of the London Commissioners of Sewers,’ Journal of the Society of Archivists, vol.1 (1955-59), P.37。にもかかわらず排水関係の史料は、ほとんど歴史家の注目を引いてこなかった。Yuji Shirata, ‘The Provision of Sewers in West London 1659-1761’ (unpublished M. Phil. Thesis, University of Leicester, 2000) は、17世紀から18世紀にかけてのロンドンの排水システムの変化を、コミッショナー、民間企業、住民などの動きの変化を通して分析した初めての研究である。コミッショൻの研究に限っても、先行研究といえるものは1922年に出されたウェップ夫妻のものぐらいしかない。しかもこれは見落としや誤解に満ちた、研究の名に値しないような代物である。

図2

THE GREATER LONDON COUNCIL AND SOME OF ITS PREDECESSORS



以上をまとめると次のようになる。17世紀までは、排水路等の維持管理は住民個々人の責任で行われており、教区と別の「排水コミッショն」という権力が住民を規制していた。しかし、18世紀に入り、「都市化」の影響などでこの仕組みが機能しなくなりつつあった。そこで、「排水コミッショն」は、住民から「一般的に」税を徴収し、住民の代わりに排水路等の維持管理を行う組織へと変化した。そしてそれを支えたのが、教区との協力関係の確立であった。

結局、オグボーンは、複数の「公」の間の関係を見ず、「公」による「私」の

規制という、一元的かつ一方的な観点で両者の関係を捉えようとしたために、現実を掴み損ねてしまった。「公」と「私」を一元的な対立関係として論じる議論は多いから、これを彼だけの問題とすることはできないが、「開発か環境か」といった議論に典型的に見られるように、「公」をめぐる問題は、「公」と「私」の対立関係としてのみ現れるのではなく、複数の「公」の間の調整の問題を伴っていることが多い。この点は強調しておかなければならぬ。

以上を踏まえ、近代的な「公」の性質として、4点を指摘しておこう。

- ① 一定の成員によって、集合的に「受益」と「負担」の関係が成立することで、「公」が成立する。両者に直接の関係がない場合は「公」にならない。
- ② 各成員の「受益」と「負担」を釣り合わせるために各成員を一律に規制する強制力を持った組織が必要である。
- ③ 各成員にとって、「受益」と「負担」の関係は複数ありうるから、「公」も複数あり得る。
- ④ ある「公」における「受益」と「負担」の関係の調整は、他の「公」との関係の調整を伴う。

ただし、現代の日本における「公」が、これらの特徴を完全に有しているとはいえない。確かに西洋と共通した要素は存在する。例えば、「公」と「私」を対立的にとらえる見方は、『十七条の憲法』の第十五条に「背私向公、是臣之道矣（私に背きて公に向かうは、これ臣之道なり）」とあるとおり、日本の歴史と同じくらい古いし、「公」が複数存在することについては、日本人が状況に応じて身なりや言葉を使い分けることや、名跡を継いだ人が本名と別の名前を持つことなどに現れている。しかし、「公」という言葉は、「受益」と「負担」の関係というより、忠誠をつくす対象といった、一方的な関係で捉えられることの方が一般的であったし、現在もしばしばそういう意味合いで用いられる。

しかし、日本においても、「公」を「受益」と「負担」の関係から見る姿勢は定着しつつある。詳しい論証はここでは行わないが、例えば「郵政民営化」のような、従来の「公」のあり方を見直す問題提起が、為政者側から国民に向けてなされており、国民がそれを支持していることなどに、その一端を見ることができる。すなわち、「公」とは何かを、行為者の性質のみで決めることはできず、国民に対する「公益」を実現するかどうかが、「公」であるかどうかの基準と

なるべきだという理解が、国民の間で共有されつつあるのである。この場合、一つのポイントになるのが、「受益」と「負担」の関係であるのはいうまでもない。

では、「公益」はどのような性質を持っていて、どのような点で「私益」と異なるのかなどについて、次節で考えてみよう。

2 近代における「公益」の特徴－仮説を提示する

まず、これまでの議論を踏まえて、近代における「公益」の性質についての大膽な仮説を提示したい。

- ① ある個人が、ある「公」において、ある財を利用する場合に、その時点で、自分の「受益」以上の「負担」を引き受けるのが「公益」の追求であり、自分の「負担」以上の「受益」を求めるのが「私益」の追求である。
- ② 何が「公益」であり何が「私益」であるかは、「公」ごとに異なる。
- ③ ある個人にとっての「受益」と「負担」が、複数の「公」全体で調整されれば、「公益」活動は行われやすくなる。

これは「公益」の定義ではない。「公益」は多様な性質を持っており、ここで挙げたのは必要条件の一部でしかない。また、この仮説は「公益」と「私益」を分けるということを前提としているが、「公益」が同時に「私益」であるとか、両者に重なる部分があるといった場合も十分に考えられる。そういう場合について、その成立条件を問うといったことも学問的に意義のあることではあるが、ここでは検討しない。

さらに、この仮説にはいくつかの留保が必要である。それを逐次述べていくことにしたい。

1つ目。ある財といつても、「生産財」か「消費財」かでは、性格が異なる場合がある。生産財の購入を「投資」、消費財の購入を「消費」と考えれば、前者の場合、短期的には「負担」が「受益」を上回っても、それは長期的に「負担」を上回る「受益」を目的としていることになり、「公益」の追求とはいえない場合もあり得る。しかし、投資は確実に回収されるとは限らないし、投資が様々な「外部効果」を生むことなども考えれば、この区別を強いて仮説に反映させる必要はないと考える。

2つ目。同様に、その財が「市場財」か「公共財」かでも違いがある。しかし、これも仮説を無効にするほどの問題ではないと考える。市場財の場合、市場原理が完全に働けば、ある財の利用をめぐる「負担」と「受益」は釣り合うはずだが、現実には「情報の非対称性」などの問題があり、「外部経済」を免れる財は存在しない。逆に、公共財といわれるものでも、理論上の「純粹公共財」の性格を100%満たす財は存在しない。さらに言えば、いかなる経済も市場経済の形成過程にあり、介護のように、それまで家事労働の一部だったものが「市場財」あるいは「公共財」に「なる」こともあるわけだから、すべてのものを市場財か公共財に厳密に区分することは、現実には不可能である。

3つ目。財の利用といっても、計画から消費にいたるまで様々な段階があるので、具体的な問題を論じる場合は、どの段階に注目しているかを明確にしなければならない。しかし、どの段階を取るかによって、仮説の有効性が損なわれることはないと考える。

4つ目。「受益」と「負担」をどうやって比較するのかという問題がある。確かに、貨幣価値だけで判断できるのか、できない場合単位を何にするのか、というのは重要な問題である。特に精神的あるいは靈的な「受益」を問題にする場合はそうであるが、あくまで両者の比較が可能であることを前提にしないと、「公益」をめぐる議論はほとんど成り立たなくなってしまう。ちなみに経済学では、「満足」といった主体的かつ抽象的なものも、「効用（utility）」として客観的に数値化し得ると考える。

5つ目。①の仮説はあくまで意志や意図を問題としており、結果的に「受益」と「負担」が釣り合う、あるいは逆転することもあり得る。したがって、「私益」の追求が「公益」をもたらす場合も、あるいはその逆の場合もある。しかし、すでに述べたとおり、結果は常に期待どおりになるとは限らないし、タイムスパンをどうとるかによって、結果が変わってしまうこともある。「公益」を目的としないのに、ある時点でたまたま「公益」が実現したからといって、その行為を「公益」活動と呼べば、いかなる行為も最終的には「公益」活動になる、と主張することもできよう。それでは「公益」の概念が意味をなさなくなる。そもそも、ここでは何が公益あるいは私益の「追求」か、ということが問題になっているわけだから、この問題も、仮説の修正を要するようなものではないと考える。

6つ目。②の仮説では、ある「公」における「公益」が、他の「公」にとつての「公益」と矛盾する場合、どの「公益」を優先すべきかについての回答が得られない。しかし、これは個別の具体的な問題によって異なると考えられるので、理論的な仮説には馴染まない問題である。

7つ目。③の仮説では、ある「公」において「負担」が「受益」を上回った場合に、他の「公」でそれが調整されることが重要で、その「公」では「受益」が「負担」を上回っても構わないことになる。その場合、後者の「公」において、それが「公益」の追求になるのか「私益」の追求になるのか、この仮説ではわからない。しかし、すべての「公」において「負担」を上回る「受益」を求める場合は、例外なく「私益」の追求ということになるわけであり、それがわかるだけでも、この仮説は有効であると考えるべきではないかと思う。

さて、以上の留保を踏まえてではあるが、この仮説には、「公益」を考えるうえで、少なくとも4つのメリットがある。

1つ目。「公益」という言葉は、「私」から「公」へ向かう一方的なものとして捉えられることが少なくなかったが、この仮説では、「公」と「私」の「関係」という観点から公益を捉えることができ、篤志家や慈善家だけでなく、あらゆる人のあらゆる行動を「公益」の観点から評価することができる。

2つ目。行動の主体が自治体であるか民間であるかといった問題を「公」の問題と混同すると、「公」が「公益」を阻害することもあるという「矛盾」が生じかねないが、この仮説では、行為者が誰であるかに関係なく、「公益」を考えることができる。

3つ目。「公益」を「定義」しようとすると、「世のため人のため」といった時の「世」や「人」とは何か、「社会全般の利益」といった時の「社会全般」とは何か、「思いやり」といった時誰のことを思うのか、などといった抽象的な議論に陥りがちだが、この仮説では、定義の問題から離れて「公益」を論じることができる。

4つ目。ある個人なり組織なりの具体的な行動について、具体的な資料や数値を使って、「公益」性の検証を行うことができる。

結局のところ、「公」は重層的であり、多元的である。公益とは何かを一元的に決める必要はないのである。それでは「公益はないのか」といえば、そうで

はない。人は様々な場面ごとに様々な「公」に身をおく。それぞれの場面でそれぞれの「公益」があるのである。そこにこそ、21世紀にふさわしい「個人」と「社会」のあり方が見えてくるといわなければならない。

私たちは、自分一人では得られない利益を得るために、様々な「公」に所属し、「機会費用」を含む、様々な「負担」を負って生きている。この「利益」の中には、精神的なものや靈的なものも含まれる。「国家」や「企業」といった特定の対象のみに帰属するのではなく、様々な「公」に身を置き、様々な「公益」を追求して生きていく生き方こそが、近代の達成した成果を生かす道である。

20世紀は「国民国家」の肥大化やイデオロギー対立、民族対立が日常化した時代であり、どの「公」につくかの選択が迫られた時代であった。こうした中で、「公」の多様性も忘れられがちであった。しかし、21世紀は「グローバル化」と「ローカル化」が同時に進む時代であり、イデオロギーではなく、具体的な人間のあり方が問われる時代である。EUの成功や、NPOの成長などに見られるように、「国民国家」ですら相対化されつつある。確かに、一方ではテロリズムのように、「国民国家」が相対化されるマイナス面も生まれてはいる。しかし、「公益」という言葉は、この時代の流れの中で、人間一人一人が尊重される世の中を作るために、大きな力を發揮し得る言葉であると言つていい。それは、近代の「自由」「平等」「博愛」といった理念を受け継ぎつつ、それを包摂する理念であるとさえ言えるかもしれない。

最後に、前節の冒頭で述べた問題に少し触れておきたい。なぜ市場経済が、近代的な「公」の成立と期を一にして成立したのかといえば、市場経済の形成過程が同時に「公共財」の形成過程でもあったからである。市場は、「公」的なルールのもとに「受益」と「負担」を調整する仕組みであり、その意味で一つの「公」であるが、財によっては「受益」と「負担」を調整できない場合がある。それが道路や下水道といった「公共財」である。現在進行している「グローバル化」が地球規模での様々な問題を生み、それに対応した様々な「公共財」の供給を要請しているように、「市」場経済化と切っても切れない関係を持つ「都市化」も、様々な「公共財」の需要を創造したのである。そしてそれを供給するために新たな「公」が生まれ、そしてそれが近代的な行政システムに成長していくのである。「公共財」をめぐる議論は重要だが、詳細はまた別の機会に譲りたい。

ところで、現代は、国家が市民のあらゆる活動に介入している管理社会であるという議論と、資本が好き勝手に利潤を追求して秩序を破壊している放任社会だという議論が両立しているという、奇妙な特徴を持っている。これは、前述したように、市場経済のもとでは「公」の成長と「私」の成長が同時に進むからだと考えるのが適当であろうと思われる。したがって、問題は、変わり続ける現実の中で、いかにして各成員の「受益」と「負担」を釣り合わせ、安定した「公」と「私」の関係を実現するかであり、そのために、どのような制度のあり方が望ましいのかということである。

これはいかにして「法（right、正義、権利）」を見いだし、どのような主体がどのように「サンクション（承認、報酬、制裁）」を与えるか、どのように三権の分立システムや、第三者の評価・監視システムを「公」と「私」の間に実現するか、といった問題と言い換えることもできる。この問題については、政治学・社会学・経済学・法学などが有効だろう。また、公共経済学や「情報の経済学」、公共選択論、ゲームの理論、集合行為論などとともに、存在論や認識論といった伝統的な学問から学ぶことも多いだろう。また、数学・物理学・化学・生物学などによる「公」へのアプローチがあってもよい。こうしたことが、「公益学」の幅を広げていくことになる。

ちなみに、本論では「公共性」という言葉を何度か使用したが、その「公」と「共」の何が同じで、どこが違うのかという検討も必要と思われる。例えば、「公有」と「共有」の語の違いなどをとおして、この問題に迫ることができるのではないか。「公」について考えるべきことは、まだまだ多い。

最後に、本論は試論であり、用語の定義など不十分なところも多いかも知れない。しかし、この論文の狙いは「公益」をめぐる議論に一石を投じることである。少しでも多くの方からのご批判がいただければ幸いだと思っている。